

## 令和 4 年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	鹿屋市文化会館及び鹿屋市王子遺跡資料館
所在地	鹿屋市文化会館 鹿屋市北田町 1 1 1 0 7 番地 鹿屋市王子遺跡資料館 鹿屋市北田町 1 1 1 1 0 番地 1
指定管理者	名称：株式会社 まちづくり鹿屋 代表者：代表取締役 新屋 浩一 住所：鹿屋市新川町 6 0 0 番地 連絡先：0 9 9 4 - 4 1 - 1 0 3 3
モニタリングの実施経過	●月例報告（毎月） ●事業決算の確認 ●現地調査（6月）1回 ●利用者アンケート（公演後の ●その他（ご意見ポスの設置） ご意見ポス）
担当部課 （問合せ先）	教育委員会生涯学習課 電話 0994-31-1138 内線 3651

## 【モニタリングの総合評価】

## 1 設置目的の達成について

(1) 文化会館は、年間利用者数50,000人以上の目標に運営しているが、令和4年度実績は25,264人で、目標者数を下回った。昨年度比で4,416人程度増加したが、新型コロナウイルス感染症の影響は続いており、興行イベントの開催が少なかったことや、開催された場合でも人数制限を行ったことが考えられる。

年 度	令和2年度 (a)	令和3年度 (b)	令和4年度 (c)	増減 (c)-(b)
利用者数（文化会館）	11,516	20,080	24,496	4,416
（ホール）	(11,285)	(19,812)	(24,310)	(4,498)
（リハーサル室）	(231)	(268)	(186)	(△82)
利用者数（王子遺跡資料館）	890	653	768	115
合 計	12,406	20,733	25,264	4,531

## 2 市民サービスの向上について

(1) 事故は発生していない。

(2) 自主文化事業については、自主文化事業検討委員会にて市民の意見を聞くなど、多様な芸術分野から、幅広く演目の選定を行っている。令和4年度も新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、計画していた全4事業を開催した。高校生ミュージカル「ヒメとヒコ」や「楽団プロジェクト」により、地域密着のイベントを行う一方、「純烈コンサート」・「ものまねファクトリーin鹿屋」等、全国レベルの知名度を誇る芸能関係者を招致し、多彩なジャンルの文化に触れる機会を創出していることは評価できる。

### 3 経費削減について

施設の修繕や維持管理について、軽微なものは職員で対応するなど努力している。

### 4 その他課題

- ・施設予約における仮予約の取扱い（仮予約後、直前キャンセルの多発対策）
- ・減免対象団体の精査

など、柔軟な施設運営を行うために取り組んでいることや、直営時代から続く慣例により、対応に苦慮する場面があると報告を受けているので、所管課と指定管理者とで共通認識を持つため、今後も密に連携を取る必要がある。

### 5 総評

限られた人員・予算の中で、施設運営を充実させるべく努力を重ねている面は評価できる。新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、計画していた自主文化事業も、内容に創意工夫を凝らし全て実施している。SNSを活用した広報周知など、市民への周知活動にも力を入れている。

今後改善すべき点として、稼働率の向上、減免団体の精査等があげられる。通常業務におけるの利用申請に関する判断に関しても、一部消極的な姿勢が見られるので、指定管理者として主体的に改善に向け取り組むよう継続して指導していく。

総評としては、施設の老朽化が懸念される中、大隅の公立文化施設の中心施設として適切に運営されていると判断できる。

#### 【今後の業務改善に向けた考え方】

##### 《指定管理者が実施・検討する事項》

- (1) リナシティかのやとの共存共栄（両施設の利用者数の増加につながる施策）
- (2) 公立文化施設の大隅半島圏域での相互の利益に繋がる連携実施

##### 《施設所管課が実施・検討する事項》

- (1) 長寿命化計画に基づく施設の改修及び今後の在り方
- (2) 施設利用者の安全確保

#### (1)基本的な考え方（施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮）

##### ①合目的性・公平性・効果性

文化会館は、大隅の文化振興の中心的役割を果たしている。引き続き文化会館とリナシティかのや、2つの公立文化施設の連携による相乗効果で利用者増に繋げたい。

#### (2)業務内容

##### ①機能性・独創性（事業への具体的な取り組み方）

自主文化事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、大隅出身の作曲家の作品のみで構成する「楽団プロジェクト」や、高校生ミュージカル「ヒメとヒコ」など、地域に深く関りにある事業を開催した。また、「純烈コンサート」「ものまねファクトリーin鹿屋」では、テレビ等、全国規模で活動する芸能人を呼び、集客を図った。

今後も、学校、各種団体、鹿屋市市民交流センター芸術文化学習プラザとの連携を継続するとともに、収益を上げるために更なる営業努力を期待したい。

②責任性・実行性（施設の運営体制や組織）
館長を中心に職員が連携して業務を遂行しており、要望などにも対応している。
③明瞭性・規律性（適正な事務や経理）
経理面では本社管理のもと適切に運営されている。
④安全性（安全管理・緊急時等の対応）
施設管理業務として、日々の点検活動・清掃等を入念に行うなど早期発見早期対応、安全性の確保に努めている。緊急時の体制についても、マニュアルを作成している。
⑤社会性（環境等への配慮）
施設周辺の除草作業や美化活動を行うなど、地域活動にも積極的に関わっている。
<b>(3)事業収支</b>
①経済性
事業収支は黒字である。今後も健全な事業運営を期待する。
<b>(4)団体の経営状態</b>
①経営の健全性
財務諸表等会計関係書類及び過去の実績から、経営について問題ないと判断する。

## 施 設 概 要 調 書

## 1 施設の概要

施設名	鹿屋市文化会館及び鹿屋市王子遺跡資料館		所管課：生涯学習課
所在地	鹿屋市北田町11107番地 (王子遺跡資料館 北田町11110番地1)		設置年月日：昭和52年 5月(資料館 昭和59 年11月)
設置目的	芸術文化の振興及び市民の教養の向上に資するため		
設置の根拠 (法令、条例等)	鹿屋市文化会館条例、鹿屋市文化会館条例施行規則 鹿屋市王子遺跡資料館条例、鹿屋市王子遺跡資料館条例施行規則		
施設の概要	設備の概要	敷地面積	6,594.43m <sup>2</sup>
		延床面積	4,197.05m <sup>2</sup>
		《有料》 鹿屋市文化会館条例第9条に規定する利用料金 《無料》 鹿屋市王子遺跡資料館条例第5条により無料	
	事業概要	(1) 鹿屋市自主文化事業の実施 (2) 貸館事業の実施 (3) 王子遺跡資料館の展示及び見学者への説明 (4) 文化会館施設設備の維持管理	

## 2 経営分析評価指標

①事業収支	4,584,247円	④外部委託費比率	26.4%
②利用料金比率	5.1%	⑤利用者あたり管理運営コスト	2,313.3円/一人
③人件費比率	28.2%	⑥利用者あたり自治体負担コスト	2081.2円/一人

※ 少数点第2位四捨五入

## 3 運営状況

項目	実施計画（事業計画書より）	実施内容（実績）
開館日数		文化会館357日(ホール:357日) 王子遺跡資料館：356日
開館時間	文化会館 午前9時から午後10時まで 王子遺跡資料館 午前9時から午後5時まで	文化会館 午前9時から午後10時まで 王子遺跡資料館 午前9時から午後5時まで
事業開催	自主文化事業15,000,000円以上	自主事業 15,099,608円

## 4 利用実績

項目	実施計画（事業計画書より）	実施内容（実績）
貸し室等 利用回数	ホール	252回
	リハーサル室	15回
	計	267回
施設利用 人数	ホール	24,310人
	リハーサル室	186人
	王子遺跡資料館	768人
	計	25,264人
相談件数		0人
講座参加者数		0人
合計		25,264人

## 5 事業収支

(単位:千円)

項目	実施計画(事業計画書より)	実施内容(実績)
ホール等使用料(貸館)	3,678	3,211
自主文化事業収入 (チケット販売等)	6,413	7,236
指定管理料	47,690	52,580
その他料金収入	0	0
収入計(A)	57,781	63,027
人件費	11,805	16,500
光熱水費	6,709	6,820
修繕費	409	451
管理料	2,532	2,303
委託料	20,956	15,443
自主文化事業費	13,640	15,100
公租公課	1,680	1,778
負担金・その他	50	48
支出計(B)	57,781	58,443
収支(A) - (B)	0	4,584

## 指定管理者自己評価表

令和 5 年 6 月 1 日

指定管理者 株式会社まちづくり鹿屋施 設 名 鹿屋市文化会館

確認事項		自己評価
履行確認	1 協定書、仕様書及び事業計画書に基づいた管理運営を行っているか	3・2・①
執行体制	2 人員の配置が適切であるか	3・②・1
	3 従業員に対し、業務に必要な研修や教育を適切に行っているか	③・2・1
	4 就業規則等を遵守し、雇用者の労働環境を確保しているか	③・2・1
	5 個人情報の取扱いは適切に行っているか	③・2・1
安全対策	6 危険箇所の把握及び点検を行い、利用者等の安全安心に努めているか	③・2・1
	7 防犯、防災対策等の危機管理体制は適切であるか（緊急連絡網や初動対応要領の作成等）	3・②・1
サービスの質	8 親切丁寧な接客に努めているか	③・2・1
	9 利用者からの苦情等に対し適切に対応しているか	3・②・1
	10 特定の者に有利又は不利な取扱いをしていないか	3・2・①
	11 サービス向上及び利用促進のための取組を行っているか	3・2・①
報告事項	12 利用者の満足度調査（聞き取りを含む）等を行っているか	③・2・1
	13 施設の破損及び異常について、速やかに対応し、市へ報告しているか	③・2・1
経営状況	14 利用者数や稼働率等は適切な水準であるか	3・2・①
	15 事業収支は妥当であるか	3・2・①
総合評価 (所感)	公平公正な運用やサービスの向上という観点で、スタッフの努力で改善できることには限界があり、条例や予約制度の大幅な見直しが必要と考えられる。例えば、貸館対応については、減免利用者が早い時期に多くの日程を仮予約するため、一般の利用者が予約を取りづらい状況となっている。また、条例と合致しない減免利用が多数存在する。引き続き、所管課とルール等の見直しについて協議を進めていきたい。	

【自己評価の採点基準】「3」…優 「2」…良 「1」…可

※ 総合評価（所感）の欄には、年間を通した指定管理業務において評価できる点や改善点・反省点を踏まえた所感を記載すること。